

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第267号

平成28年3月16日

10年保存（口訓）

本 部 長

古物営業法に基づく指示の基準について（通達乙）

古物営業法（昭和24年法律第108号。）に基づく指示の基準については、「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準の制定について（例規）」（平成24年8月10日生企発第923号）のほか、「古物営業法に基づく指示の基準について（例規）」（平成15年7月7日生企発第352号）により運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「古物営業法に基づく指示の基準」を制定し、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別 添

古物営業法に基づく指示の基準

1 指示の基準

- (1) 古物商若しくは古物市場主又はこれらの代理人等が古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定に違反し、又はその古物営業に関し他の法令の規定に違反した場合は、違反が特に軽微で指示を行う必要が認められない場合を除き、法第23条の規定に基づき、指示をするものとする。
- (2) 指示は、違反行為との比例原則にのっとったものとする。
- (3) 指示は、古物商等に過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 指示は、1件の違反行為について1回行うものとする。

2 指示の内容

- (1) 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消させるため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反状態を、指示後直ちに解消させることが困難であるときは、具体的状況に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、必要に応じ、違反状態を解消させるための方法を盛り込むものとする。また、これに併せて、将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。
- (2) 違反状態が解消されている場合には、将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

3 指示を行った後の措置

指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うこと。

4 違反種別ごとの指示の具体例

(1) 無許可営業（法第3条）違反

（違反例） 古物商が、他の都道府県で古物営業を営むにつき、許可申請担当者が当該都道府県公安委員会への許可申請を失念していたために、無許可で古物営業を営んでいた。

〔注： この場合には、当該古物商の許可を取消し、又はその営業の停止を求めることになるが、営業の停止を命じた場合には重ねて指示を行うこと。〕

（指示例） 営業停止終了後、新規許可申請に係る状況を か月間、月ごとにまとめ、公安委員会に報告すること。

日以内に、代理人等に対し、他の都道府県において古物

営業を行う際には、当該都道府県公安委員会から法第3条第1項に規定する古物営業の許可を受けていることを確認した上で営業を行うことについて必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに 警察署に報告すること。

(2) 許可証亡失・滅失届出義務（法第5条第4項）違反

（違反例） 古物商等が許可証を亡失したのに、公安委員会に届出をしていない。

（指示例） 速やかに亡失した旨を公安委員会に届け出て許可証の再交付を受けること。

許可証を亡失し、又は滅失しないように保管するとともに、許可証を亡失し、又は許可証が滅失した場合は、速やかに公安委員会に届け出て再交付を受けること。

(3) 変更届出義務（法第7条）違反

ア （違反例） 古物商が県内に営業所を新設し、営業を開始して20日を経過しても、公安委員会に対する届出書及び添付書類を提出しなかった。

（指示例） 日以内に、新設した営業所に係る法第7条第1項の届出書及び同条第3項の添付書類を公安委員会に提出すること。

県内で営業所を新設した場合は、当該新設の日から10日以内に法第7条第1項の届出書及び同条第3項の添付書類を公安委員会に提出すること。

イ （違反例） 古物商が住所を変更して20日を経過しても、公安委員会に届出書及び添付書類を提出しなかった。

（指示例） 日以内に、変更に係る届出書及び添付書類を公安委員会に提出すること。

法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更があった日から10日（登記簿の謄本を添付すべき場合は20日）以内に、法第7条第1項の届出書及び同条第3項の添付書類を公安委員会に提出し、当該変更事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けること。

ウ （違反例） 古物商等が提出した法第7条に定める変更届出書の添付書類に虚偽の記載があった。

（指示例） 年 月 日に提出した法第7条第3項の添付書類の記

載事項のうち、次の事項については、事実と異なると認められるので、 日以内に事実に基づき正確な記載をした当該添付書類を提出すること。

(次の事項・略)

法の規定に基づき提出する申請書、届出書又はこれらの添付書類は、事実に基づいた正確な記載をして提出すること。

(4) 許可証返納義務(法第8条第1項第3号)違反

(違反例) 古物商等が許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したにもかかわらず公安委員会に返納していない。

(指示例) 速やかに発見した旧許可証を公安委員会に返納すること。
法第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、許可証(同項第3号に該当する場合は旧許可証)を公安委員会に返納すること。

(5) 競り売り届出義務(法第10条)違反

ア (違反例) 古物商又はその代理人等が古物市場以外において競り売りをしているにもかかわらず、当該競り売りの届出をしていない。

(指示例) 古物市場主の経営する古物市場以外において競り売りしようとするときは、その3日前までに公安委員会に日時及び場所の届出をすること。

日以内に、代理人等に対し古物市場以外において、競り売りをする際には法第10条に規定する競り売りの届出がなされていることを確認した上で行うことについて必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに 警察署に報告すること。

イ (違反例) 古物商が法第10条の規定により提出した競り売り届出書に虚偽の記載があった。

(指示例) 年 月 日に提出した法第10条の競り売り届出書の記載事項のうち、次の事項については事実と異なると認められるので、 日以内に事実に基づき正確に記載した当該届出書を提出すること。

(次の事項・略)

法の規定に基づき提出する申請書、届出書又はこれらの添付書類は事実に基づいた正確な記載をして提出すること。

(6) 許可証等携帯等義務（法第11条第1項、第2項及び第3項）違反

ア 法第11条第1項違反

（違反例） 古物商が許可証を携帯しないで行商をし、又は競り売りをした。

（指示例） 行商又は競り売りをする場合は、許可証を携帯すること。

イ 法第11条第2項違反

（違反例） 古物商の代理人等が当該古物営業に関して行商をするに際して、行商従業者証を携帯していなかった。

（指示例） 代理人等に行商をさせる場合は、行商従業者証を作成し、代理人等に携帯させること。

日以内に、代理人等に対し、行商の際には行商従業者証を携帯することについて必要な教育を行い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告すること。

ウ 法第11条第3項違反

(ア) 古物商が違反した場合

（違反例） 古物商が、行商に際して取引の相手方から許可証の提示を求められたが、これを提示しなかった。

（指示例） 行商をする場合は、許可証を携帯し、取引の相手方から許可証の提示を求められたときは、これを提示すること。

(イ) 古物商の代理人等が違反した場合

（違反例） 古物商の代理人等が、行商に際して取引の相手方から行商従業者証の提示を求められたが、これを提示しなかった。

（指示例） 日以内に、代理人等に対し、行商をする場合は行商従業者証を携帯し、取引の相手方から行商従業者証の提示を求められたときは、これを提示することについて必要な教育を行い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告すること。

(7) 標識掲示義務（法第12条）違反

（違反例） 古物商が、標識を営業所の公衆の見やすい場所に掲示していない。

（指示例） 標識を営業所の公衆の見やすい場所に掲示し、その状況を撮影した写真を添付の上、書面で 警察署に報告すること。

(8) 管理者選任義務（法第13条第1項及び第2項）違反

ア 法第13条第1項違反

（違反例） 管理者が退職して、古物商が当該営業所の管理者としての業

務ができないにもかかわらず、退職の日から相当の期間（例えば、10日を大幅に経過した1か月）経過しても、新たな管理者を選任しないで古物営業をしていた。

（指示例） 当該営業所で古物営業を営む場合は、 日以内に、新たな管理者を選任し、法第7条第1項の規定により変更届出書を公安委員会に提出すること。

管理者が欠けた場合には、当該営業所に係る業務を適正に実施するための責任者として管理者1人を選任すること。

管理者の氏名又は住所に変更があったときは、法第7条第1項の規定により、公安委員会に届出書を提出すること。

イ 法第13条第2項違反

（違反例） 管理者が退職した後、新たな管理者として欠格事由に該当する者を選任して古物営業をしていた。

（指示例） 当該営業所で古物営業を営む場合は、 日以内に、法第13条第2項の基準を満たす者を管理者として選任し、法第7条第1項の規定により変更届出書を公安委員会に提出すること。

管理者の選任に当たっては、法第13条第2項各号のいずれかに該当する者を選任することのないようにするため、所要の調査を実施すること。

(9) 古物商の営業制限（法第14条第1項）違反

（違反例） 古物商の代理人が、買い受け等のため、古物商以外の者からの古物の受取を、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所以外の場所で行った。

（指示例） 買い受け等のために、古物商以外の者から古物を受け取る場合は、営業所又は取引の相手方の住所若しくは居所においてすること。

月 日から 月 日までの間における取引において、古物を受け取った場所を記載した書面を 月 日までに 警察署に報告すること。

(10) 古物市場での取引制限（法第14条第2項）違反

（違反例） 古物市場主が当該古物市場に入場する者の確認を怠り、また、古物商又はその代理人等が、取引の相手方が古物商であることの確認を怠っていたために、当該古物市場において、古物商以外の者と古物の売買等を行った。

（指示例）ア 古物商に対する指示

古物市場においては、取引の相手方が古物商であることを確認して古物の売買等を行うこと。

日以内に、代理人等に対し、古物市場においては、取引の相手方が古物商であることの確認をして古物の売買等を行うことについて必要な教育を行い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告すること。

イ 古物市場主に対する指示

古物市場に入場する者が、古物商又はその従業者等、正当な業務目的を有する者であることの確認を行うこと。

(11) 確認等義務（法第15条第1項）違反

（違反例） 古物商又はその代理人等が、法第15条第1項第1号又は同項第2号で規定されている場合以外の場合において、古物の買い受け等をする際に、相手方の住所、氏名等を確認せず、また、住所、氏名等が記載された文書を受け取らなかった。

（指示例） 法第15条第1項第1号又は同項第2号で規定されている場合以外の場合において、古物の買い受け等をする際には、住所、氏名、職業及び年齢の確認をし、また、その相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名があるものに限る。）の交付を受けること。

日以内に、代理人等に対し、法第15条第1項第1号、又は同項第2号で規定されている場合以外の場合において、古物の買い受け等をする際には、住所、氏名、職業及び年齢の確認をし、また、その相手方からその住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名があるものに限る。）の交付を受けることについて必要な教育を行い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告すること。

(12) 不正品申告義務（法第15条第2項）違反

（違反例） 古物商又はその代理人等が、古物の買い受け等をした際に、当該古物について不正品の疑いがあったにもかかわらず、直ちにその旨を警察官に申告しなかった。

（指示例） 古物の買い受け等をする場合において、当該古物について不正品の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告すること。

速やかに不正品を発見するための資料を作成し、 か月間営業所に備え付けておくこと。

日以内に、代理人等に対し、不正品の発見要領及び不正品の疑いがあると認める場合に警察官へ申告することについて必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに警察署に報告すること。

(13) 古物商の帳簿等記載等義務（法第16条）違反

ア（違反例） 古物商又はその代理人等が、法第15条第1項第1号、同項第2号及び法第16条本文ただし書後段に規定されている場合以外の場合において、古物の売買等により古物の受取又は引渡しをしたが、必要事項を帳簿等に記載せず、又は電磁的方法による記録をしなかった。

（指示例） 日以内に、帳簿等に記載しなかった取引の年月日、古物の品目及び数量等について帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録して、その写しを 警察署に提出すること。

法第15条第1項第1号、同項第2号及び法第16条本文ただし書後段に規定されている場合以外の場合において、古物の売買等をした場合は、その都度法第16条第1号から同条第6号に規定する事項を法第16条に規定する帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録しておくこと。

日以内に、代理人等に対し、法第15条第1項第1号、同項第2号及び法第16条本文ただし書後段に規定されている場合以外の場合において、古物の売買等をした場合は、その都度法第16条第1号から同条第6号に規定する事項を法第16条に規定する帳簿等に記載し、又は電磁的方法により記録しておくことについて必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに 警察署に報告すること。

イ（違反例） 古物商又はその代理人等が、法第15条第1項第1号、同項第2号及び法第16条本文ただし書後段に規定されている場合以外の場合において、古物の売買等により古物の受取若しくは引渡しをしたが、帳簿等に虚偽の記載をし、又は電磁的方法により虚偽の記録をした。

（指示例） 日以内に、虚偽の記載をした古物の帳簿又は電磁的方法による虚偽の記録を訂正し、その写しを公安委員会に提出すること。

法第16条の規定による、古物の売買をした場合の帳簿等

への記載又は電磁的方法による記録は、事実に基づいた正確な記載若しくは記録をすること。

日以内に、代理人等に対し、法第16条の規定による、古物の売買をした場合の帳簿等への記載又は電磁的方法による記録は、事実に基づいた正確な記載若しくは記録をすることについて必要な教育を行い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告すること。

(14) 古物市場主の帳簿等記載等義務（法第17条）違反

（違反例） 古物市場主又はその代理人等が、その古物市場において売買された古物について、必要な事項の帳簿等への記載又は電磁的方法による記録のいずれもしなかった。

（指示例） 日以内に、帳簿等に記載又は電磁的方法により記録しなかった取引の年月日、古物の品目及び数量等について帳簿等に記載し、若しくは電磁的方法により記録して、その写しを警察署へ提出すること。

古物市場において取引の都度、法第16条第1号から同条第3号までに規定する事項、取引の当事者の住所及び氏名を法第16条に規定する帳簿等に記載又は電磁的方法による記録をしておくこと。

日以内に、代理人等に対し、法第16条第1号から同条第3号までに規定する事項、取引の当事者の住所及び氏名を法第16条に規定する帳簿等に記載又は電磁的方法により記録をしておくことについて必要な教育を行い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告すること。

(15) 帳簿等備付け等義務（法18条第1項）違反

（違反例） 古物商又はその代理人等が、法第16条に規定する帳簿等に、最終の記載をし、又は電磁的方法による記録をした日から3年間保存していなかった。

（指示例） 法第16条に規定する帳簿等への記載又は電磁的方法による記録は、最終の記載若しくは記録をした日から3年間保存すること。

日以内に、代理人等に対し、法第16条に規定する帳簿等への記載又は電磁的方法による記録は、最終の記載若しくは記録をした日から3年間保存することについて必要な教育を行い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告

すること。

(16) 帳簿等き損等届出義務（法第18条第2項）違反

（違反例） 古物商が、法第16条に規定する帳簿等又は電磁的方法による記録をき損等したにもかかわらず、その旨を警察署長に届け出なかった。

（指示例） 日以内に、法第16条に規定する帳簿等又は電磁的方法による記録をき損等した日時及び状況を 警察署に報告すること。

法第16条に規定する帳簿等又は電磁的方法による記録は、き損等しないように保存するとともに、き損等をした場合は直ちにその旨を 警察署長に届け出ること。

(17) 品触書保存等義務（法第19条第2項）違反

ア （違反例） 古物商又はその代理人等が、品触書に到達の日付を記載せず、又は虚偽の日付を記載していた。

（指示例） 品触書には、到達した日付をその都度、記載するとともに、その日付は正確に記載すること。

日以内に、代理人等に対し、品触書に到達した日付をその都度記載するとともに、その日付は正確に記載することについて必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに 警察署に報告すること。

イ （違反例） 古物商又はその代理人等が、品触書を受け取ったが、到達日から6か月間これを保存しなかった。

（指示例） 品触書は、到達日から6か月間保存すること。

日以内に、代理人等に対し、品触書は到達した日から6か月間保存することについて必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに 警察署に報告すること。

(18) 品触れ相当品届出義務（法第19条第3項及び第4項）違反

ア 法第19条第3項違反

（違反例） 古物商が、品触れに相当する古物を所持し、又は受け取ったにもかかわらず、その旨を直ちに警察官に届け出なかった。

（指示例） 日以内に、品触れに相当する古物を受け取ったときの日時及び状況を 警察署に報告すること。

品触れに相当する古物を所持していたとき又は受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け出ること。

日以内に、代理人等に対し、品触れに相当する古物を

所持又は受け取ったときは、その旨を直ちに警察官に届け
出ることについて必要な教育を行い、その内容を書面で、
月 日までに 警察署に報告すること。

イ 法第19条第4項違反

(違反例) 古物市場主が、品触書を受け取ってから6か月の期間内に
当該品触れに相当する古物が古物市場に出たにもかかわらず、
その旨を直ちに警察官に届け出なかった。

(指示例) 日以内に、品触れに相当する古物が取引されたときの
日時及び状況を 警察署に報告すること。

品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たとき
は、その旨を直ちに警察官に届け出ること。

日以内に、代理人等に対し、品触れに相当する古物が
取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官
に届け出ることについて必要な教育を行い、その内容を書
面で、月 日までに 警察署に報告すること。

(19) 差止め物品保管義務(法第21条)違反

(違反例) 古物商が、買い受け等をした古物について、警察署長から期
間を定めて保管を命ぜられたにもかかわらず、当該期間中、当
該古物を保管しなかった。

(指示例) 日以内に、保管を命ぜられた古物を売却等した日時及び
その状況を 警察署に報告すること。

買い受け等をした古物について、警察署長から期間を定め
て保管を命ぜられた場合は、当該期間中、必ず保管しておく
こと。

日以内に、代理人等に対し、買い受け等をした古物につ
いて、警察署長から期間を定めて保管を命ぜられた場合は、
当該期間中、必ず保管しておくことについて必要な教育を行
い、その内容を書面で、月 日までに 警察署に報告す
ること。

(20) 報告義務(法第22条第3項)違反

ア (違反例) 古物商等に対し、期日を定めて盗品又は遺失物に関し、必
要な報告を求めたが、当該期日を経過しても求められた報告
をしなかった。

(指示例) 日以内に、次の事項について報告すること。

(次の事項・略)

警察署長から報告を求められたときは、定められた期日までに事実に基づく報告をすること。

- イ (違反例) 古物商等に対し、盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めたが、報告があった事項の一部に事実と異なると認められるものがあつた。

(指示例) 年 月 日に報告があつた事項のうち、次の事項については事実と異なると認められるので、速やかに事実に基づき報告すること。

(次の事項・略)

警察署長から報告を求められたときは、定められた期日までに事実に基づく報告をすること。

(21) 古物営業に関する他法令違反

下記の場合には、当該古物商の許可を取消し、又はその営業の停止を求めることになることが多いと考えられるが、営業の停止を命じた場合には重ねて指示を行うこととする。

ア 窃盗(刑法第235条)

(違反例) 古物商の代理人等が、古物の売買の営業に従事中、取引の相手方のすきを見て財物を窃取した。

(指示例) か月間、当該代理人等を、古物の売買等の業務以外の業務に配置換えし、その状況を速やかに書面で 警察署に報告すること。

イ 詐欺(刑法第246条)

(違反例) 古物商又はその代理人等が、取り扱う古物である自動車の走行距離メーターの巻き戻しをして販売した。

(指示例) か月間、取り扱った自動車について、買取り時と売却時の走行距離を記録し、月ごとにまとめ 警察署に報告すること。

か月間、当該代理人等を、古物の売買等の業務以外の業務に配置換えし、その状況を速やかに書面で 警察署に報告すること。

ウ 遺失物横領(刑法第254条)

(違反例) 古物商の代理人等が、遺失物である物品を横領し、当該物品を販売した。

(指示例) か月間、当該代理人等を、古物の売買等の業務以外の業務に配置換えし、その状況を速やかに書面で 警察署に報

告すること。

エ 盗品等譲受け等（刑法第256条）

（違反例） 古物商の代理人等が、取り扱う古物が盗品であることを知りながら、運搬、保管又は有償で譲受け若しくはその有償の処分を斡旋した。

（指示例） 1か月間、当該代理人等を、古物の売買等の業務以外の業務に配置換えし、その状況を速やかに書面で 警察署に報告すること。

オ 質屋営業法違反

無許可営業（質屋営業法第2条）

（違反例） 古物商又はその代理人等が、公安委員会の許可を受けずに取り扱う物品を質にとり、金銭を貸し付ける等の質屋営業を行った。

（指示例） 1日以内に、代理人等に対し、取り扱う物品を質にとり、金銭を貸し付けるなどの質屋営業行為をしないよう必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに 警察署に報告すること。

カ 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反

登録刀剣類の所有者変更届出義務違反（銃刀法第17条第1項）

（違反例） 古物商が、当該営業に関して、買い受けた登録刀剣類の所有者変更を教育委員会に届出せず、銃刀法第17条第1項の規定に違反した。

（指示例） 速やかに銃刀法第17条第1項の規定に基づく所有者の変更届出を行うこと。

当該業務に関し、銃刀法第17条第1項の規定の罪に当たる違法な行為をしないこと。

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）

違反

廃棄物投棄禁止違反（廃棄物処理法第16条）

（違反例） 古物商又はその代理人等が、不用になった古物をみだりに空き地等に捨て、廃棄物処理法第16条の規定に違反した。

（指示例） 古物を廃棄する場合は、廃棄物処理業者に依頼する等適正な処理方法により行うなど、廃棄物処理法に違反しないこと。

1日以内に、代理人等に対し、廃棄物たる古物の適正な

処理を図ることについて必要な教育を行い、その内容を書面で、 月 日までに 警察署に報告すること。

5 留意事項

- (1) 指示例において、指示の履行期限を「速やかに」としているものについては、必要に応じて「 日以内」と確定日にしてもよい。この場合において、当該指示の内容について一般的に義務者が履行可能な期限を設けること。
- (2) 指示をする際には、指示例にあるように、併せて公安委員会に対して指示に係る措置について報告させることを盛り込むこととしてもよい。この場合において、報告のあて名については、「公安委員会」(警察署長経由)、「警察署」又は「警察本部 課」のいずれでも可能とする。